

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の一部改正（案）の概要
（特定動物関連）

パブコメ等を踏まえた修正版

1. 背景

許可施設で飼養保管されていた特定動物が人に危害を加えた事案等の検証結果を踏まえ、同様の事案の再発を防止するために現行の飼養保管基準（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成 18 年環境省告示第 21 号。以下「施設基準細目」という。）及び特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成 18 年環境省告示第 22 号。以下「飼養保管細目」という。）を見直すもの。

2. 内容

（1）飼養・保管許可申請（施行規則第 15 条第 2 項、同条第 4 項及び様式第 14）

施行規則第 15 条第 4 項第 3 号中の「主な取扱者」を「取扱管理責任者」に変更する。

動物取扱責任者との混同を防ぐため

「取扱管理責任者」以外に飼養管理を行う者がいる場合には、その者（委託業者を含む）の名称及び管理体制図を提出させる。

許可の際に必要な書類（施行規則第 15 条第 2 項）として、保守点検や日々の見回り方法についての「飼養管理計画書」を追加する。

（2）繁殖制限措置（飼養保管細目第 3 条 4 号）

不妊去勢措置や同種雌雄個体の隔離等、「繁殖を制限するための適切な措置」の具体例を追加する。

~~（3）擁壁式施設（施設基準細目第 1 条 2 号）~~

~~施設の要件として、擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、雪や風雨による飛来物等の堆積等により、特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないことを追加する。~~

雪や飛来物の堆積については、施設の要件ではなく（雪等の堆積を完全に防ぐには屋根等が必要であり、対応困難である）（5）において定期点検を行い、堆積等の事態が生じている場合に速やかに措置することを確保すれば対処可能な事態であるため、施設の要件としては規定しない。

(4) 水槽型施設等（施設基準細目第1条第4号及び飼養保管細目第3条）

施設の要件として、開口部を閉じた状態であっても外部から特定動物の飼養状況が視認できる状態にあることを追加する。

構造だけでなく、設置位置も「特定動物の飼養状況が視認できる状態である」必要があるため。

(5) 飼養又は保管の方法（飼養保管細目第3条）

施行規則第20条第4号の環境大臣が定める飼養又は保管の細目として以下の事項を追加する。

檻の柵のさびや金網の破れ等の経年劣化による飼養施設の破損により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、飼養施設の状況について週1回以上確認すること。

屋外における（または屋外に通じる屋根のない等の）設置された擁壁式施設等において特定動物を飼養又は保管するの場合にあっては、雪や風雨による飛来物等の堆積等により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、飼養施設の状況について1日1回以上確認すること。

表現の適正化

飼養施設に損傷が認められた 及び の点検の結果異常を認めた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講じること。

補修だけでなく、堆積物等の除去も速やかに行う必要があるため。

(6) 施設外飼養保管の例外（飼養保管細目第3条1号）

下線部を追加する。

特定飼養施設の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成18年1月環境省告示第21号）第1条第3号に規定する移動用施設への収容、獣医師が治療の必要があるとして診断書によって認めた行為、その他の目的で一時的に特定飼養施設の外で特定動物の飼養又は保管をすることとなる場合であって、次に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。